



宮 崎 県 公 報

平成22年 6 月28日 (月曜日) 第 2195 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示

○指定居宅サービス事業者の指定…………… (長寿介護課) 1	頁
○指定介護予防サービス事業者の指定…………… (“) 1	
○指定居宅サービス事業所の名称又は所在地の変 更…………… (“) 2	
○指定居宅サービス事業の廃止…………… (“) 2	
○指定居宅介護支援事業所の名称又は所在地の変 更…………… (“) 3	
○指定居宅介護支援事業の廃止…………… (“) 3	
○指定介護療養型医療施設の指定の辞退…………… (“) 3	
○指定介護予防サービス事業所の名称又は所在地 の変更…………… (“) 3	
○指定介護予防サービス事業の廃止…………… (“) 4	
○保安林の指定解除の予定の通知…………… (自然環境課) 4	

公 告

○公文書開示等の状況…………… (総務課) 4
○地図及び簿冊の認証 (8 件) …………… (農村計画課) 5
○土地改良区管理規程の設定の認可…………… (農村整備課) 6
○県営土地改良事業計画の策定…………… (“) 7
○堤防と道路との兼用工作物の管理の方法の公示 (2 件) …………… (河川課) 7
○都市計画の変更の案の縦覧…………… (都市計画課) 7
○落札者等の公告…………… 7
企業局企業管理規程
○企業局企業職員就業規程の一部を改正する企業 管理規程…………… 8
病院局企業管理規程
○病院事業職員就業規程の一部を改正する企業管 理規程…………… 11
正 誤
○平成22年 6 月17日付け県公報 (第2192号) 中…………… 11

告 示

宮崎県告示第 401号

介護保険法 (平成 9 年法律第 123号) 第41条第 1 項本文の規定に
より、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定をした。

平成22年 6 月28日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介 護 保 險 事 業 所 番 号	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 者		指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務 所の所在地		
4570202038	ふぁみりい	宮崎県都城市乙房 町1616番地	株式会社エイジ ン	宮崎県都城市乙房 町1616番地	平成22年 5 月 1 日	通所介護
4571700840	野の花	宮崎県北諸県郡三 股町樺山4407番地 1	株式会社すまいる さぼりと景	宮崎県北諸県郡三 股町樺山4394番地 3	平成22年 5 月10日	通所介護
4570105231	ほっとすてーしょ ん 翼	宮崎県宮崎市跡江 528番地ハ号	社会福祉法人まほ ろば福祉会	宮崎県宮崎市跡江 525番地	平成22年 5 月13日	訪問介護
4570105249	合同会社けやき	宮崎県宮崎市大塚 台西二丁目 2 番地 1	合同会社けやき	宮崎県宮崎市大塚 台西二丁目 2 番地 1	平成22年 5 月15日	訪問介護
4570600785	ハラダ調剤薬局 細島店	宮崎県日向市日知 屋古田町12番地 2	有限会社共栄調剤 薬局	宮崎県延岡市柳沢 町 2 丁目 3 番地 2	平成22年 5 月31日	居宅療養管理指 導

宮崎県告示第 402号

介護保険法 (平成 9 年法律第 123号) 第53条第 1 項本文の規定に

より、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定をした。

平成22年 6 月28日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介護保 険事 業 所 番 号	指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 者		指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務 所の所在地		
4570202038	ふぁみりい	宮崎県都城市乙房 町1616番地	株式会社エイジ ング	宮崎県都城市乙房 町1616番地	平成22年5月1日	介護予防通所介 護
4571700840	野の花	宮崎県北諸県郡三 股町樺山4407番地 1	株式会社すまいる さぼろと景	宮崎県北諸県郡三 股町樺山4394番地 3	平成22年5月10日	介護予防通所介 護
4570105249	合同会社けやき	宮崎県宮崎市大塚 台西二丁目2番地 1	合同会社けやき	宮崎県宮崎市大塚 台西二丁目2番地 1	平成22年5月15日	介護予防訪問介 護
4570600785	ハラダ調剤薬局 細島店	宮崎県日向市日知 屋古田町12番地2	有限会社共栄調剤 薬局	宮崎県延岡市柳沢 町2丁目3番地2	平成22年5月31日	介護予防居宅療 養管理指導

宮崎県告示第 403号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定
居宅サービス事業所の名称又は所在地の変更について次のとおり届
出があった。

平成22年6月28日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介護保 険事 業 所 番 号	変 更 前		変 更 後		変 更 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	所 在 地		
4510212691	海老原記念病院	宮崎県都城市立野 町3633番地1	メディカルシテ ィ東部病院	宮崎県都城市立野 町3633番地1	平成22年4月1日	訪問看護
4510212691	海老原記念病院	宮崎県都城市立野 町3633番地1	メディカルシテ ィ東部病院	宮崎県都城市立野 町3633番地1	平成22年4月1日	通所リハビリテ ーション
4510212691	海老原記念病院	宮崎県都城市立野 町3633番地1	メディカルシテ ィ東部病院	宮崎県都城市立野 町3633番地1	平成22年4月1日	居宅療養管理指 導
4570301335	特定非営利活動法 人延岡市しょうが い者大輪の会	宮崎県延岡市大瀬 町1丁目9番地10	特定非営利活動法 人延岡市しょうが い者大輪の会	宮崎県延岡市安賀 多町2丁目2番地 3	平成22年4月28日	訪問介護

宮崎県告示第 404号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定
居宅サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成22年6月28日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介護保 険事 業 所 番 号	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 者		廃 止 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務 所の所在地		
4570301020	いしざかデイサー ビスセンター	宮崎県延岡市博労 町3番地4	有限会社ステイロ ー	宮崎県延岡市博労 町3番地4	平成22年5月12日	通所介護
4570301038	訪問介護事業所カ ンナ	宮崎県延岡市博労 町3番地4	有限会社ステイロ ー	宮崎県延岡市博労 町3番地4	平成22年5月12日	訪問介護
4510116827	和知川原生協クリ ニック	宮崎県宮崎市和知 川原2-25-1	宮崎医療生活協同 組合	宮崎県宮崎市大島 町天神前1175番地 3	平成22年5月31日	通所リハビリテ ーション

4570104713	訪問介護事業所 安寿	宮崎県宮崎市恒久 3丁目1番地19	株式会社安寿	宮崎県宮崎市大塚 台西2丁目20番地 14	平成22年5月31日	訪問介護
------------	---------------	----------------------	--------	-----------------------------	------------	------

宮崎県告示第 405号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業所の名称又は所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成22年6月28日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介護保 険事 業 所 番 号	変 更 前		変 更 後		変 更 年 月 日	サー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	所 在 地		
4510212691	海老原記念病院	宮崎県都城市立野 町3633番地1	メディカルシティ 東部病院	宮崎県都城市立野 町3633番地1	平成22年4月1日	居宅介護支援
4572100792	夢くらぶ24介護福 祉サービス	宮崎県東臼杵郡門 川町加草5丁目52 番地	夢くらぶ24介護福 祉サービス	宮崎県東臼杵郡門 川町加草1629番地	平成22年5月1日	居宅介護支援

宮崎県告示第 406号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成22年6月28日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介護保 険事 業 所 番 号	指 定 居 宅 介 護 支 援 事 業 所		指 定 居 宅 介 護 支 援 者		廃 止 年 月 日	サー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務 所の所在地		
4571600123	なんごう居宅介護 支援事業所	宮崎県日南市南郷 町東町8番地1	医療法人春光会	宮崎県宮崎市淀川 3丁目8番5号	平成22年5月9日	居宅介護支援

宮崎県告示第 407号

介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定により、次の指定介護療養型医療施設は、その指定を辞退した。

平成22年6月28日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介護保 険事 業 所 番 号	指定介護療養型医療施設		開 設 者		辞 退 年 月 日	サー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務 所の所在地		
4511910319	医療法人綾風会綾 立元診療所	宮崎県東諸県郡綾 町南俣 622-3	医療法人綾風会	宮崎県東諸県郡綾 町南俣 622-3	平成22年5月21日	介護療養型医療 施設

宮崎県告示第 408号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業所の名称又は所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成22年6月28日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介護保 険事業 所番号	変更前		変更後		変更 年月日	サービスの 種類
	名称	所在地	名称	所在地		
4510212691	海老原記念病院	宮崎県都城市立野町3633番地1	メディカルシティ東部病院	宮崎県都城市立野町3633番地1	平成22年4月1日	介護予防訪問看護
4510212691	海老原記念病院	宮崎県都城市立野町3633番地1	メディカルシティ東部病院	宮崎県都城市立野町3633番地1	平成22年4月1日	介護予防通所リハビリテーション
4510212691	海老原記念病院	宮崎県都城市立野町3633番地1	メディカルシティ東部病院	宮崎県都城市立野町3633番地1	平成22年4月1日	介護予防居宅療養管理指導
4570301335	特定非営利活動法人延岡市しょうがい者大輪の会	宮崎県延岡市大瀬町1丁目9番地10	特定非営利活動法人延岡市しょうがい者大輪の会	宮崎県延岡市安賀多町2丁目2番地3	平成22年4月28日	介護予防訪問介護

宮崎県告示第 409号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成22年6月28日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介護保 険事業 所番号	指定介護予防サービス事業所		指定介護予防サービス事業者		廃止 年月日	サービスの 種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4570301020	いしざかデイサービスセンター	宮崎県延岡市博労町3番地4	有限会社ステイロ-	宮崎県延岡市博労町3番地4	平成22年5月12日	介護予防通所介護
4570301038	訪問介護事業所カンナ	宮崎県延岡市博労町3番地4	有限会社ステイロ-	宮崎県延岡市博労町3番地4	平成22年5月12日	介護予防訪問介護
4510116827	和知川原生協クリニック	宮崎県宮崎市和知川原2-25-1	宮崎医療生活協同組合	宮崎県宮崎市大島町天神前1175番地3	平成22年5月31日	介護予防通所リハビリテーション

宮崎県告示第 410号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成22年6月28日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 解除予定保安林の所在場所 宮崎市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 解除の理由 砂防設備用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環境課及び中部農林振興局並びに宮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

宮崎県情報公開条例（平成11年宮崎県条例第36号）第26条の規定により、平成21年度における各実施機関の公文書の開示等の状況を

次のとおり公表する。

平成22年6月28日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 公文書の開示請求の処理状況

(件)

請求書 受付 件数	決定等の内訳						合計
	開示	部分開示	不開示	不存在	却下	取下げ	
7,832	7,657	128	7	63	0	34	7,889

（注1）1件の開示請求につき、当該請求の内容等により複数の公文書が対象となり、それぞれの公文書について決定が行われた例があるため、請求書受付件数と決定等件数は一致しない。

（注2）決定等の内訳の不存在とは、公文書の不存在を理由に不開示の決定を行ったものをいう。

2 請求者の状況

(件)

区 分	個 人	法人その他の団体	合 計
県 内	802	6,844	7,646
県 外	55	131	186
計	857	6,975	7,832

3 公文書の開示請求に対する実施機関別の処理状況 (件)

実施機関	決定等の件数	決 定 等 の 内 訳						
		開 示	部 分 開 示	不 開 示	不 存 在	却 下	取 下 げ	
知 事	県民政策部	42	7	27	1	7	0	0
	総 務 部	19	11	3	1	4	0	0
	福祉保健部	94	75	15	0	4	0	0
	環境森林部	750	741	5	1	0	0	3
	商工観光労働部	40	26	9	0	5	0	0
	農政水産部	1,139	1,114	12	0	4	0	9
	県土整備部	5,665	5,603	28	4	15	0	15
	会計管理局	0	0	0	0	0	0	0
	小 計	7,749	7,577	99	7	39	0	27
教育委員会	18	13	2	0	3	0	0	
選挙管理委員会	33	5	15	0	11	0	2	
人事委員会	8	5	2	0	1	0	0	
監査委員	1	0	0	0	1	0	0	
公安委員会	0	0	0	0	0	0	0	
警察本部長	47	29	10	0	3	0	5	
労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	
収用委員会	0	0	0	0	0	0	0	
海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	

公営企業管理者	9	8	0	0	1	0	0
病院事業管理者	13	9	0	0	4	0	0
地方三公社	11	11	0	0	0	0	0
合 計	7,889	7,657	128	7	63	0	34

4 不服申立ての件数

2 件

5 不服申立ての処理状況

不服申立ての案件	実 施 機 関	不 服 申 立 年 月 日	公 文 書 開 示 審 査 会			不 服 申 立 へ 対 する 決 定	
			諮 問 年 月 日	答 申 年 月 日	答 申 の 内 容	決 定 年 月 日	決 定 の 内 容
指定金融機関と県との契約書の部分開示決定に対する異議申立て	知 事	平成 21 年 4 月 9 日	平成 21 年 4 月 27 日	平成 21 年 9 月 10 日	決定は妥当である	平成 21 年 10 月 5 日	棄 却
平成18年度の動物管理月報FAX送信票のうち一部の不開示決定に対する異議申立て	知 事	平成 21 年 6 月 4 日	平成 21 年 6 月 19 日	平成 21 年 11 月 4 日	決定は妥当である	平成 21 年 12 月 18 日	棄 却

6 県民情報センターの利用状況

利用者数	情報相談	資料閲覧	資料貸出
	人 数	人 数	冊 数
9,172	2,669	6,176	629

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成22年6月28日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 地籍調査を行った者の名称
宮崎市

- 2 地籍調査を行った期間
平成19年4月1日から平成22年2月15日
- 3 地籍調査を行った地域
宮崎市高岡町高浜及び五町の各一部
- 4 認証年月日
平成22年6月16日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。
平成22年6月28日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 地籍調査を行った者の名称
宮崎郡清武町
- 2 地籍調査を行った期間
平成20年4月1日から平成22年3月3日
- 3 地籍調査を行った地域
宮崎郡清武町大字加納の一部
- 4 認証年月日
平成22年6月16日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。
平成22年6月28日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 地籍調査を行った者の名称
延岡市
- 2 地籍調査を行った期間
平成19年4月1日から平成21年12月16日
- 3 地籍調査を行った地域
延岡市北方町地番区域巳の一部
- 4 認証年月日
平成22年6月16日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。
平成22年6月28日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 地籍調査を行った者の名称
延岡市
- 2 地籍調査を行った期間
平成20年4月1日から平成22年3月3日
- 3 地籍調査を行った地域
延岡市北浦町三川内の一部
- 4 認証年月日
平成22年6月16日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。
平成22年6月28日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 地籍調査を行った者の名称
日南市
- 2 地籍調査を行った期間
平成19年4月1日から平成22年2月17日

- 3 地籍調査を行った地域
日南市大字殿所・松永・東弁分の各一部
- 4 認証年月日
平成22年6月16日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。
平成22年6月28日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 地籍調査を行った者の名称
日南市
- 2 地籍調査を行った期間
平成19年4月1日から平成22年2月17日
- 3 地籍調査を行った地域
日南市大字松永の一部
- 4 認証年月日
平成22年6月16日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。
平成22年6月28日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 地籍調査を行った者の名称
日南市
- 2 地籍調査を行った期間
平成19年4月1日から平成22年2月17日
- 3 地籍調査を行った地域
日南市大字塚田の一部
- 4 認証年月日
平成22年6月16日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。
平成22年6月28日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 地籍調査を行った者の名称
西都市
- 2 地籍調査を行った期間
平成19年4月1日から平成22年2月26日
- 3 地籍調査を行った地域
西都市大字右松・大字茶臼原・大字南方・大字穂北・大字調殿の各一部
- 4 認証年月日
平成22年6月16日

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第57条の 2 第 1 項の規定により、鹿野田土地改良区（西都市）から平成22年3月24日付けで申請のあった管理規程の設定を次のとおり認可した。
平成22年6月28日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 管理規程の名称
鹿野田土地改良区大島頭首工管理規程
- 2 認可年月日
平成22年6月18日

3 管理規程の概要

- 第 1 章 総則
 第 2 章 取水、放流及びゲートの操作に関する事項
 第 3 章 点検及び整備に関する事項
 第 4 章 緊急事態における措置に関する事項
 第 5 章 雑則
 附則

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条第 1 項の規定により、牧之原 1 期地区県営土地改良事業（都城市、畑地帯総合整備事業）に係る土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成22年 6 月28日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 縦覧に供する書類

策定に係る土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

平成22年 6 月28日から平成22年 7 月27日まで

3 縦覧場所

都城市役所農村整備課及び都城市山田総合支所農村整備課内

河川法（昭和39年法律第 167号）第17条第 1 項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、協議が次のとおり成立した。

なお、関係図面は、宮崎県県土整備部河川課及び宮崎県日南土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年 6 月28日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 河川の名称

二級河川広渡川水系赤岩川

2 河川管理施設の名称又は種類

左岸堤防

3 河川管理施設の位置

日南市北郷町郷之原乙2297番 1 地先から同市同町郷之原乙2376番 1 地先まで

4 管理を行う者の氏名及び住所

名称 道路管理者 日南市

住所 日南市中央通 1 丁目 1 番地 1

代表者の氏名 日南市長 谷口 義幸

5 管理の内容

(1) 道路専用施設（路面（路盤の部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理に必要な施設又は工作物をいう。）、の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕

(2) 路肩に接する法面の維持

(3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧

6 管理の期間

平成22年 6 月28日から道路の存続する日まで

河川法（昭和39年法律第 167号）第17条第 1 項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、協議が次のとおり成立した。

なお、関係図面は、宮崎県県土整備部河川課及び宮崎県日南土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年 6 月28日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 河川の名称

二級河川広渡川水系赤岩川

2 河川管理施設の名称又は種類

右岸堤防

3 河川管理施設の位置

日南市北郷町郷之原乙2427番 1 地先から同市同町郷之原乙2401番 1 地先まで

4 管理を行う者の氏名及び住所

名称 道路管理者 日南市

住所 日南市中央通 1 丁目 1 番地 1

代表者の氏名 日南市長 谷口 義幸

5 管理の内容

(1) 道路専用施設（路面（路盤の部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理に必要な施設又は工作物をいう。）、の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕

(2) 路肩に接する法面の維持

(3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧

6 管理の期間

平成22年 6 月28日から道路の存続する日まで

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更したので、当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに宮崎県に意見書を提出することができる。

平成22年 6 月28日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 都市計画の種類及び名称

宮崎広域都市計画道路 3・4・37号 見の崎通線外 3 路線

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

なし

3 都市計画の案の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県宮崎土木事務所及び宮崎市都市整備部都市計画課、宮崎市清武総合支所

(2) 期間

平成22年 6 月28日から平成22年 7 月12日まで

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成22年 6 月28日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 落札に係る物品等の名称及び数量

パーソナルコンピュータ 800台

2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

宮崎県県民政策部情報政策課行政情報化推進担当 宮崎市橋通

東 2 丁目 10 番 1 号
 3 落札者を決定した日
 平成 22 年 6 月 3 日
 4 落札者の氏名及び住所

株式会社システム開発 宮崎市大橋 3 丁目 101 番地 1
 5 落札金額
 99,378,720 円
 6 一般競争入札の公告を行った日
 平成 22 年 4 月 19 日

企業局企業管理規程

企業局企業職員就業規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。
 平成 22 年 6 月 28 日

宮崎県企業局長 濱 砂 公 一

宮崎県企業局企業管理規程第 4 号

企業局企業職員就業規程の一部を改正する企業管理規程

企業局企業職員就業規程（昭和 36 年宮崎県企業局企業管理規程第 8 号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限） 第 8 条の 2 [略]</p> <p>2 管理者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして管理者が定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）</u>が、管理者が定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1 月について 24 時間、1 年について 150 時間を超えて、正規の勤務時間以外の時間における勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。）をさせてはならない。</p> <p>3 前 2 項の規定は、第 12 条の 2 第 1 項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この項において「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、第 1 項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして管理者が定める者に該当する場合における当該職員を除く。）</u>が、管理者が定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「<u>要介護者のある職員が、管理者が定めるところにより、当該要介護者を介護する</u>」と、「<u>深夜における</u>」とあるのは「<u>深夜（午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間をいう。）における</u>」と、前項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして管理者が定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）</u>が、管理者が定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「<u>要介護者のある職員が、管理者が定めるところにより、当該要介護者を介護する</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 前 3 項に定めるもののほか、勤務の制限に関する手続その他の</p>	<p>（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限） 第 8 条の 2 [略]</p> <p>2 <u>管理者は、3 歳に満たない子のある職員が、管理者が定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、正規の勤務時間以外の時間における勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。</u></p> <p>3 管理者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、管理者が定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1 月について 24 時間、1 年について 150 時間を超えて、正規の勤務時間以外の時間における勤務をさせてはならない。</p> <p>4 第 1 項及び前項の規定は、第 12 条の 2 第 1 項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この項において「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、第 1 項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして管理者が定める者に該当する場合における当該職員を除く。）</u>が、管理者が定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「<u>要介護者のある職員が、管理者が定めるところにより、当該要介護者を介護する</u>」と、「<u>深夜における</u>」とあるのは「<u>深夜（午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間をいう。）における</u>」と、前項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、管理者が定めるところにより、当該子を養育する</u>」とあるのは「<u>要介護者のある職員が、管理者が定めるところにより、当該要介護者を介護する</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>5 前 4 項に定めるもののほか、勤務の制限に関する手続その他の</p>

勤務の制限に関し必要な事項は、管理者が定める。

(部分休業)

第13条の3 [略]

- (1) 非常勤職員(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。)
- (2) 育児短時間勤務職員等
- (3) 部分休業により養育しようとする子について、配偶者が育児休業法その他の法律により育児休業をしている職員
- (4) 前号に掲げる職員のほか、職員が部分休業により養育しようとする時間において、養育しようとする子を当該職員以外の当該子の親が養育することができる場合における当該職員

別表(第12条関係)

原因	特に承認を与える期間
1 職員の職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和26年宮崎県条例第2号)第2条第1号の規定により研修を受ける場合	計画の実施に伴い必要と認める日、又は時間
2 職員の職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和26年宮崎県条例第2号)第2条第2号の規定により厚生に関する計画の実施に参加する場合	右に同じ
[略]	
8 所属所の事務又は事業の運営上の必要に基く事務又は事業の全部又は一部の停止	右に同じ
9 負傷又は疾病(予防注射又は予防接種による著しい発熱等の場合を含む。)	医師の証明書等に基づき引き続き90日をこえない範囲で最小限度必要と認める日又は時間
[略]	
10の2 職員の配偶者の出産	3日をこえない範囲でその都度必要と認める日又は時間
11 生理に有害な職務に従事する女子職員及び生理日において勤務することが著しく困難である女子職員の生理休暇	その都度必要と認める日ただし2日をこえることができない。
[略]	
13 忌引	死亡した親族 日数
[略]	
14の2 職員の配偶者が出産する場合であって、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合	その出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過するまでの期間内における5日の範囲内でその都度必要と認める日又は時間

勤務の制限に関し必要な事項は、管理者が定める。

(部分休業)

第13条の3 [略]

- (1) 非常勤職員(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。)
- (2) 育児短時間勤務職員等

別表(第12条関係)

原因	特に承認を与える期間
1 職員の職務に専念する義務の特例に関する条例第2条第1号の規定により研修を受ける場合	計画の実施に伴い必要と認める日又は時間
2 職員の職務に専念する義務の特例に関する条例第2条第2号の規定により厚生に関する計画の実施に参加する場合	上記に同じ
[略]	
8 所属所の事務又は事業の運営上の必要に基く事務又は事業の全部又は一部の停止	上記に同じ
9 負傷又は疾病(予防接種による著しい発熱等の場合を含む。)	医師の証明書等に基づき引き続き90日をこえない範囲内で最小限度必要と認める日又は時間
[略]	
10の2 職員の配偶者の出産	3日をこえない範囲内でその都度必要と認める日又は時間
11 生理に有害な職務に従事する女子職員及び生理日において勤務することが著しく困難である女子職員の生理休暇	その都度必要と認める日。ただし、2日をこえることができない。
[略]	
13 忌引	親族 日数
[略]	
14の2 職員の配偶者が出産する場合であつてその出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む)	当該期間内において5日をこえない範囲内でその都度必要と認める日又は時間

			。) を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき
14の3 中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日（対象となる子が複数の場合は6日）を超えない範囲内でその都度必要と認める日又は時間	14の3 中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして管理者が定めるその子の世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日（中学校就学の始期に達するまでの子が複数の場合は、10日）を超えない範囲内でその都度必要と認める日又は時間
〔略〕		14の4 第12条の2第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この号において「要介護者」という。）の介護その他の管理者が定める世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日（要介護者が複数ある場合は、10日）を超えない範囲内でその都度必要と認める日又は時間
〔略〕		〔略〕	〔略〕
16 妊娠中の女子職員の通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間をこえない範囲内でおのおの必要とされる時間	16 妊娠中の女子職員の通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間をこえない範囲内でおのおの必要とされる時間
〔略〕		〔略〕	〔略〕
18 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年の7月から9月の期間内における、週休日、休日及び代休日を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間	18 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年の7月から9月の期間内における、週休日、休日及び代休日（以下「週休日等」という。）を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間
〔略〕		〔略〕	〔略〕
備考		備考	
1 本表（第18号を除く。）によって承認する期間中一定日数で示されているものは、その日数中に、 <u>週休日、休日及び代休日を含むものとする。</u>		1 本表（第18号を除く。）によって承認する期間で一定日数で示されているものは、その日数中に <u>週休日等を含むものとする。</u>	
2 葬祭のため遠隔の地におもむく必要のある場合には実際に要した往復日数を加算することができる。		2 第13号において、葬祭のため遠隔の地に赴く必要のある場合には、実際に要した往復日数を加算することができる。	

附 則

（施行期日）

1 この企業管理規程は、平成22年6月30日から施行する。

（経過措置）

2 この企業管理規程による改正後の企業局企業職員就業規程第8条の2第2項の規定による請求又は施行日以後の日を時間外勤務制限開始日とする同条第3項の規定による請求を行おうとする職員は、施行日前においても、管理者の定めるところにより、これらの請求を行うことができる。

病院局企業管理規程

病院事業職員就業規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

平成22年 6月28日

宮崎県病院局長 甲斐 景早文

宮崎県病院局企業管理規程第 6 号

病院事業職員就業規程の一部を改正する企業管理規程

病院事業職員就業規程（平成18年宮崎県病院局企業管理規程第 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（部分休業）</p> <p>第 4 条 職員（次に掲げる職員を除く。）の部分休業（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号。以下「育児休業法」という。）第 19 条第 1 項に規定するものをいう。）については、職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年宮崎県条例第 6 号）の適用を受ける者の例による。</p> <p>（1） [略]</p> <p>（2） <u>部分休業により養育しようとする子について、配偶者が育児休業法その他の法律により育児休業をしている職員</u></p> <p>（3） <u>前号に掲げる職員のほか、部分休業をしようとする時間において、部分休業により養育しようとする子を職員以外の当該子の親が養育することができる場合における当該職員</u></p>	<p>（部分休業）</p> <p>第 4 条 職員（次に掲げる職員を除く。）の部分休業（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号。以下「育児休業法」という。）第 19 条第 1 項に規定するものをいう。）については、職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年宮崎県条例第 6 号）の適用を受ける者の例による。</p> <p>（1） [略]</p> <p>（2） <u>育児短時間勤務（育児休業法第 10 条第 1 項に規定するものをいう。）又は育児休業法第 17 条の規定による短時間勤務をしている職員</u></p>

附 則

この規程は、平成22年 6 月30日から施行する。

正 誤

平成22年 6 月17日付け県公報（第2192号）中

ページ	段	行	誤	正
1	右	37	平成22年 6 月30日	平成22年 7 月 1 日
2	左	5	平成22年 6 月30日	平成22年 7 月 1 日
2	左	27	平成22年 6 月30日	平成22年 7 月 1 日
2	左	49	平成22年 6 月30日	平成22年 7 月 1 日
2	右	20	平成22年 6 月30日	平成22年 7 月 1 日
2	右	42	平成22年 6 月30日	平成22年 7 月 1 日
3	左	10	平成22年 6 月30日	平成22年 7 月 1 日
3	左	32	平成22年 6 月30日	平成22年 7 月 1 日